

政府保証第8回株式会社産業革新投資機構社債
社 債 要 項

1. 社債の名称 政府保証第8回株式会社産業革新投資機構社債
2. 社債の総額 金750億円
3. 社債等振替法の適用 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。
4. 各社債の金額 1,000万円
5. 利 率 年1.438パーセント
6. 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
7. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、2028年5月29日にその総額を償還する。
 - (2) 本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、2026年9月30日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証
本社債総額750億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担保の有無
本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者による法的手続き等
本社債については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第676条第8号に掲げる事項については定めないものとする。
13. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
14. 社債権者に通知する場合の公告の方法
 - (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、株式会社産業革新投資機構（以下「当社」）の定款所定の方法並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 - (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によ

ることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の方法並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

(3) 前二項の規定にかかわらず、社債管理者が本社債権者のために必要でないと認めたときは、新聞紙への掲載を省略することができる。

15. 申 込 期 日 2026年5月18日

16. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第21号の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。

17. 払 込 期 日 2026年5月29日

18. 社 債 管 理 者 株式会社みずほ銀行

19. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構

20. 発行代理人及び支払代理人

前号の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。

21. 引受並びに募集の取扱者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（事務幹事）

SMB C日興証券株式会社

みずほ証券株式会社

野村証券株式会社

東海東京証券株式会社

大和証券株式会社